

## 関係方面からの主な指摘等

### 目次

■原子力規制委員会設置法附則(平成 24 年6月 27 日法律第 47 号) .....	2
■原子力規制委員会設置法案に対する附帯決議(参・環境委員会附帯決議) .....	6
■国会事故調(東京電力福島原子力発電所事故調査委員会)報告書.....	9
■政府事故調(東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会)報告書(平成 24 年 7 月 23 日)(抄).....	12
■国際的な基準(IAEA(国際原子力機関)安全原則) .....	18
■原子力発電等に関する要請書(平成 25 年8月)(平成 25 年8月 全国原子力発電所所在市町村協議会).....	21
■国の施策及び予算に関する決議・重点提言・提言(平成 25 年 11 月全国市長会) .....	24
■原子力規制行政強化に向けての緊急提言-国民と世界からの「信頼と信認」確保を目指して-(平成 25 年 12 月3日自由民主党 原子力規制に関するPT)(抄) ...	26
■原子力発電等に関する要請書(平成 25 年 12 月)(平成 25 年 12 月 原子力発電関係団体協議会) .....	35
■東日本大震災から3年を迎えるにあたっての決意(抄)(平成 26 年3月7日 自由民主党 東日本大震災復興加速化本部)(抄) .....	41
■原子力発電等に関する要請書(平成 26 年5月)(平成 26 年5月 原子力発電関係団体協議会) .....	42
■原子力発電所の安全対策及び防災対策に対する提言(抄)(平成26年7月全国知事会) .....	47
■東日本大震災復興加速化のための第4次提言～協働の力で希望と自立へ～(平成 26 年8月6日 自由民主党、公明党)(抄) .....	52

## ■原子力規制委員会設置法附則(平成24年6月27日法律第47号)

### ● 附則第5条

原子力利用における安全の確保に係る事務を所掌する行政組織については、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行状況、国会に設けられた東京電力福島原子力発電所事故調査委員会が提出する報告書の内容、原子力利用における安全の確保に関する最新の国際的な基準等を踏まえ、放射性物質の防護を含む原子力利用における安全の確保に係る事務が我が国の安全保障に関わるものであること等を考慮し、より国際的な基準に合致するものとなるよう、内閣府に独立行政委員会を設置することを含め検討が加えられ、その結果に基づき必要な措置が講ぜられるものとする。

### ● 附則第6条第1項

- 一 専門的な知識及び経験を要する職務と責任に応じ、資格等の取得の状況も考慮した給与の体系の整備その他の処遇の充実に努めること。
- 二 新たに採用する者に係る定員を十分に確保した上で、国内の大学、研究機関、民間事業者等から専門的な知識又は経験を有する者を積極的に登用するとともに、原子力利用における安全の確保に係る最新の海外の知見を積極的に取り入れることの重要性に鑑み、国外の大学、研究機関、民間事業者等からも専門的な知識又は経験を有する者を、我が国の原子力行政に対して第三者として意見を述べる職に登用することを含め、積極的に登用すること。
- 三 留学、国際機関、外国政府機関等への派遣及び在外公館等における勤務の機会を確保し、並びに国の内外の大学及び研究機関との人材交流を行うこと。
- 四 職務能力の向上を図るための研修施設の設置その他の研修体制を整備すること。
- 五 職員の採用を含めた人材の確保及び育成に係る方策その他の原子力規制委員会の人的又は物的な体制の拡充を図るための財源を確保し、及び勘定区分を導入すること。

- **附則第6条第2項**

原子力規制庁の職員については、原子力利用における安全の確保のための規制の独立性を確保する観点から、原子力規制庁の幹部職員のみならずそれ以外の職員についても、原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織への配置転換を認めないこととする。ただし、この法律の施行後五年を経過するまでの間において、当該職員の意欲、適性等を勘案して特にやむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。

- **附則第6条第3項**

原子力規制庁の職員については、原子力利用における安全の確保のための規制の独立性を確保する観点から、その職務の執行の公正さに対する国民の疑惑又は不信を招くような再就職を規制することとするものとする。

- **附則第6条第4項**

政府は、独立行政法人原子力安全基盤機構が行う業務を原子力規制委員会に行わせるため、可能な限り速やかに独立行政法人原子力安全基盤機構を廃止するものとし、独立行政法人原子力安全基盤機構の職員である者が原子力規制庁の相当の職員となることを含め、このために必要となる法制上の措置を速やかに講ずるものとする。

- **附則第6条第7項**

政府は、東日本大震災により甚大な被害が生じたことを踏まえ、原子力災害を含む大規模災害へのより機動的かつ効果的な対処が可能となるよう、大規模災害への対処に当たる政府の組織の在り方について抜本的な見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

- **附則第6条第8項**

政府は、東日本大震災における原子力発電所の事故を踏まえ、地方公共団体に対する原子力事業所及び原子力事故に伴う災害等に関する情報の開示の在り方について速やかに検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるとともに、関係者間のより緊密な連携協力体制を整備することの重要性に鑑み、国、地方公共団体、住民、原子力事業者等の間及び関係行政機関間の情報の共有のための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

## ■原子力規制委員会設置等に関する件(衆・環境委員会決議)

### ● 第2号

原子力規制庁の職員の人事については、本法律が原子力利用における安全の確保のための規制の独立性を確保する観点から、全ての職員に原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織へのノーリターンルールを適用することとしていることに鑑み、法施行後五年以内にあっても、可能な限りその趣旨に沿った人事を行うこと。

### ● 第3号

原子力安全規制の専門技術的事務を担う独立行政法人原子力安全基盤機構の統合は、一体的な原子力安全規制行政の確保に不可欠であることに鑑み、統合のための法制上の措置が可能な限り速やかに行えるよう、関係の行政機関が一体となって取り組むこと。また、その職員の引継ぎに当たっては、現在の給与水準の確保及び専門的な知識及び経験を要する職務と責任に応じ、資格等の取得の状況も考慮した給与の体系の整備その他の処遇の充実のための措置を行うこと。

### ● 第4号

原子力安全規制の独立性を確保するためには、職員の原子力安全に関する能力等の向上を図ることが重要であることに鑑み、国際機関や国内外の大学や研究機関との人事交流や職員の研修制度の充実のための措置を行うこと。

### ● 第5号

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、緊急事態応急対策拠点施設、いわゆるオフサイトセンターが機能しなかった反省に鑑み、原子力防災対策に関し現地での実効性を担保するために、オフサイトセンターを原子力施設から適切に離れた場所に設置すること。また、その場所は、原子力施設近傍の原子力災害を受けない場所に第二オフサイトセンターを新設するのではなく、県庁等の関係者の参集が容易な交通手段が整い、情報収集や指示・命令の情報伝達を行う通信の確保が図りやすい場所を基本とすること。

- **第6号**

原子力災害において、避難が遅れた住民の安全の確保が図られるよう、放射線防護のための一次避難が行える施設を整備すること。

- **第7号**

今回の東京電力福島第一原子力発電所事故から、緊急時の防災は平時から防災に対する備えが重要であるとの教訓を得たことに鑑み、原子力防災会議と原子力規制委員会は平時から緊密な連携関係を構築し、防災体制の一体化を図ること。

- **第8号**

内閣に置かれる原子力防災会議及びその事務局長、事務局の在り方については、原子力災害を含む大規模災害への対処に当たる政府の組織の在り方についての抜本的な見直しの方向性を踏まえつつ、この法律の施行後三年以内に行われる原子力利用における安全の確保に係る事務を所掌する行政組織に関する検討と併せて、その見直しを行い、必要な措置を講ずること。

- **第10号**

第十一条第四項の内部規範を定めるに当たっては、原子力規制委員会は、以下の各点の規定を設けること。

- 1 委員長若しくは委員個人の研究又はその所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附について、その在任中のみならず、その就任前直近三年間についても、寄附者及び寄附金額を公表する旨の規定
- 2 委員長又は委員が、その在任中、原子力事業者等から寄附を受けてはならない旨の規定
- 3 委員長又は委員に就任した者が研究を指導していた学生の原子力事業者への就職について、その原子力事業者名、事業者ごとの就職者数等を公表する規定

- **第12号**

国家公務員を新規に採用するに当たっては、原子力規制庁に十分な人材が配置されるよう、一定の採用枠を確保する等の配慮を行うこと。

## ■原子力規制委員会設置法案に対する附帯決議(参・環境委員会附帯決議)

### ● 第4号

原子力規制委員会は、その業務の基本方針及び業務計画を策定した上で毎年その評価を実施し、特に職員の専門能力の育成や訓練等の業務におけるPDCAサイクルの採用の試みなどその着実な実行の担保に取り組むとともに、これら及びその業務報告を国会の監視を受けるべく国会に報告をした上で、そのすべてを公表すること。また、これらの国会への報告に際しては、その監視の役割に資するよう、原子力規制委員会が防災対策に係る知見の提供も行うこと等にも鑑み、原子力防災会議の議長たる内閣総理大臣の意見を付すること。

### ● 第5号

原子力規制委員会は、原子力を推進する組織はもとより、独立性、中立性を確保するため、関係事業者等の外部関係者との接触等のルールを作り透明化を図ること。また、原子力規制委員会は、中立性、独立性、公開性、不断の説明責任の全うの確保、利益相反の防止等、その適正な運営並びに国民の信頼を得るために必要な課題について、規約、綱領、規律に関する事項等を速やかに定め、これを公表すること。

### ● 第6号

全職員へのノーリターンルールの適用に当たっては、職員の意欲、適性等が損なわれないよう適切に運用するとともに、人材の確保・育成につなげることができるよう配慮すること。

### ● 第9号

原子力規制委員会は、安全神話から脱却し、常に安全性の向上を求める安全文化、少数意見や異論を重んじ、活発な議論が奨励される組織文化を確保しつつその業務の適正を確保するため、所掌事務に関する評価機関の設置を始めとする必要な措置を講ずること。

- 第 10 号

緊急時の原子力規制委員会と原子力災害対策本部の役割分担や連携については、縦割りの弊害が新たに生じないように、国民の生命・健康の保護及び環境の保全を第一に、十分に検討すること。また、平時からの防災対策の強化が重要であることから、原子力規制委員会と原子力防災会議は、それぞれの明確な役割分担の下、平時から緊密な連携関係を構築し、防災体制の一体化を図ること。

- 第 19 号

防災対策を確実に実施するため、実施機関及び支援機関の役割、責任について、法令、防災基本計画、地域防災計画、各種マニュアル等において明確にするとともに、これに必要な人員を十分確保すること。また、これらについて、その妥当性、実効可能性を確認する仕組みを検討すること。併せて、地域防災計画策定において安定ヨウ素剤の配付等を含めた住民等のニーズに対応した仕組みを検討すること。

- 第 20 号

原子力発電所事故による周辺環境への影響の度合いや影響を与える時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件等により異なることから、原子力発電所ごとに防災対策重点地域を詳細に検討し、地方公共団体と連携をして地域防災計画等の策定に活かすこと。

- 第 21 号

原子力事業者が行う防災訓練は、原子力事故の際に柔軟な危機対応能力を発揮して対処することの重要性に鑑み、抜き打ち訓練、想定外も盛り込んだブラインド訓練を含め、重大事故の発生を含めた厳しい条件を設定して行い、その実効性を確保すること。

- 第 24 号

政府は、東日本大震災により甚大な被害が生じたことを踏まえ、原子力災害を含む大規模災害へのより機動的かつ効果的な対処が可能となるよう、大規模災害への対処に当たる政府の組織の在り方について、米国のFEMA(連邦緊急事態管理庁)なども参考に抜本的な見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

- 第 25 号

原子力規制委員会の予算については、独立性確保の観点から、諸外国の例などを参考に、独自の財源の確保の在り方を検討すること。

- 第 26 号

従来からの地方公共団体と事業者との間の原子力安全協定を踏まえ、また、原子力の安全規制及び災害対策における地方公共団体の役割の重要性に鑑み、本法施行後一年以内に地方公共団体と国、事業者との緊密な連携協力体制を整備するとともに、本法施行後三年以内に諸外国の例を参考に望ましい法体系の在り方を含め検討し、必要な措置を講ずること。

### 提言1 規制当局に対する国会の監視

国民の健康と安全を守るために、規制当局を監視する目的で、国会に原子力に係る問題に関する常設の委員会等を設置する。

- 1)この委員会は、規制当局からの説明聴取や利害関係者又は学識経験者等からの意見聴取、その他の調査を恒常的に行う。
- 2)この委員会は、最新の知見を持って安全問題に対応できるよう、事業者、行政機関から独立した、グローバルな視点を持った専門家からなる諮問機関を設ける。
- 3)この委員会は、今回の事故検証で発見された多くの問題に関し、その実施・改善状況について、継続的な監視活動を行う。
- 4)この委員会はこの事故調査報告について、今後の政府による履行状況を監視し、定期的に報告を求める。

### 提言2 政府の危機管理体制の見直し

緊急時の政府、自治体、及び事業者の役割と責任を明らかにすることを含め、政府の危機管理体制に係る制度についての抜本的な見直しを行う。

- 1)政府の危機管理体制の抜本的な見直しを行う。緊急時に対応できる執行力のある体制づくり、指揮命令系統の一本化を制度的に確立する。
- 2)放射能の放出に伴う発電所外(オフサイト)の対応措置は、住民の健康と安全を第一に、政府及び自治体を中心となって、政府の危機管理機能のもとに役割分担を行い実施する。
- 3)事故時における発電所内(オンサイト)での対応(止める、冷やす、閉じ込める)については第一義的に事業者の責任とし、政治家による場当たりの指示・介入を防ぐ仕組みとする。

「本事故対応において、原子力行政の縦割り行政の弊害が顕在化したことも指摘されねばならない。・・・複雑な組織構造は、緊急時の迅速な情報共有、意思決定、的確な指示、政府全体の統括(司令塔機能)といった面で深刻な阻害要因になり得る。実際、本事故直後の対応において、事故情報の把握、避難指示、SPEEDIの活用、情報発信など諸側面において不手際が随所に見られ、弱点を露呈することになった・・・。本事故の調査に当たったIAEA国際専門家調査団の報告(平成23(2011)年5月～6月)は、調査から得られた結論の一つとして、日本の『複雑な構造と組織は緊急時の意思決定において遅れをもたらす可能性がある』と指摘している。緊急時に迅速かつ効率的・効果的に対応し得るために、組織体制を一元化する方向で整理する必要があることを示唆している。」

(第5部 事故当事者の組織的問題/5.4 規制当局の組織的問題/5.4.6 原子力行政における多元化)

## 提言5 新しい規制組織の要件

規制組織は、今回の事故を契機に、国民の健康と安全を最優先とし、常に安全の向上に向けて自ら変革を続けていく組織になるよう抜本的な転換を図る。新たな規制組織は以下の要件を満たすものとする。

- 1) 高い独立性: ①政府内の推進組織からの独立性、②事業者からの独立性、③政治からの独立性を実現し、監督機能を強化するための指揮命令系統、責任権限及びその業務プロセスを確立する。
- 2) 透明性: ①各種諮問委員会等を含めて意思決定過程を開示し、その過程において電気事業者等の利害関係者の関与を排除する。②定期的に国会に対して、全ての意思決定過程、決定参加者、施策実施状況等について報告する義務を課す。③推進組織、事業者、政治との間の交渉折衝等に関しては、議事録を残し、原則公開する。④委員の選定は第三者機関に1次選定として、相当数の候補者の選定を行わせた上で、その中から国会同意人事として国会が最終決定するといった透明なプロセスを設定する。
- 3) 専門能力と職務への責任感: ①新しい規制組織の人材を世界でも通用するレベルにまで早期に育成し、また、そのような人材の採用、育成を実現すべく、原子力規制分野でのグローバルな人材交流、教育、訓練を実施する。②外国人有識者を含む助言組織を設置し、規制当局の運営、人材、在り方等の必要な要件設定等に関する助言を得る。③新しい組織の一員として、職務への責任感を持った人材を中心とすべく、「ノーリターンルール」を当初より、例外なく適用する。
- 4) 一元化: 特に緊急時の迅速な情報共有、意思決定、司令塔機能の発揮に向けて組織体制の効果的な一元化を図る。
- 5) 自律性: 本組織には、国民の健康と安全の実現のため、常に最新の知見を取り入れながら組織の見直しを行い、自己変革を続けることを要求し、国会はその過程を監視する。

## 提言7 独立調査委員会の活用

未解明部分の事故原因の究明、事故の収束に向けたプロセス、被害の拡大防止、本報告で今回は扱わなかった廃炉の道筋や、使用済み核燃料問題等、国民生活に重大な影響のあるテーマについて調査審議するために、国会に、原子力事業者及び行政機関から独立した、民間中心の専門家からなる第三者機関として(原子力臨時調査委員会〈仮称〉)を設置する。また国会がこのような独立した調査委員会を課題別に立ち上げられる仕組みとし、これまでの発想に拘泥せず、引き続き調査、検討を行う。

## ■政府事故調(東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会)報告書(平成24年7月23日)(抄)

### 提言(1)安全対策・防災対策の基本的視点に関するもの

#### 提言(1)1. 複合災害を視野に入れた対策に関する提言

今後、原子力発電所の安全対策を見直す際には、大規模な複合災害の発生という点を十分に視野に入れた対応策の策定が必要である。

#### 提言(1)3. 「被害者の視点からの欠陥分析」に関する提言

事故が起きると広範囲の被害をもたらすおそれのある原子力発電所のようなシステムの設計、設置、運用に当たっては、地域の避難計画を含めて、安全性を確実なものにするために、事業者や規制関係機関による、「被害者の視点」を見据えたリスク要因の点検・洗い出しが必要であり、そうした取組を定着させるべきである。

なお、住民の避難計画とその訓練については、原発事故による放射性物質の飛散範囲が極めて広くなることを考慮して、県と関係市町村が連合して、混乱を最小限にとどめる実効性のある態勢を構築すべきである。

#### 提言(1)4. 防災計画に新しい知見を取り入れることに関する提言

① 地震についての科学的知見はいまだ不十分なものであり、研究成果を逐次取り入れて防災対策に生かしていかなければならない。換言すれば、ある時点までの知見で決められた方針を長期間にわたって引きずり続けることなく、地震・津波の学問研究の進展に敏感に対応し、新しい重要な知見が登場した場合には、適時必要な見直しや修正を行うことが必要である。

② 発生確率が低いかあるいは不明という理由により、財源等の制約からある地域が防災対策の強化対象から外されていた場合、万一、大地震・大津波が発生すると被害は非常に大きくなると考えられる。行政は、少数であっても地震研究者が危険性を指摘する特定の領域や、例えば津波堆積物のような古い時代に大地震・大津波が発生した形跡がある領域については、地震の実態解明を急ぐための研究プロジェクトを立ち上げるとか、関係地域に情報を開示して、行政、住民、専門家が一体となって万一に備える新しい発想の防災計画を策定する等の取組をすべきである。

- ③ 今後は原発立地の領域における災害リスクを注視すべきである。原子力発電所の防災対策は保安院の担当とされてきたが、中央防災会議の方針は原子力発電所の防災対策にも密接に関連することから、中央防災会議においても原子力発電所を念頭に置いた検討を行うべきである。

## 提言(2)原子力発電の安全対策に関するもの

### 提言(2)1. 事故防止策の構築に関する提言

福島第一原発における事故対処や、国や東京電力等による事前の事故防止策に関わる技術的、原子力工学的な問題点を解消・改善するためにどのような具体的取組が必要かは、原子力全般についての高度な専門的知見を踏まえた検討が必要なものも少なくない。これについては、原子力発電に関わる関係者において、その専門的知見を活用して具体化すべきであり、その検討に当たっては、当委員会が指摘した問題点を十分考慮するとともに、その検討の経緯及び結果について社会への説明責任を果たす必要があると考える。

## 提言(3)原子力災害に対応する態勢に関するもの

### 提言(3)1. 原災時の危機管理態勢の再構築に関する提言

今回の事態を教訓に、原子力事故と地震・津波災害との複合災害の発生を想定した原災マニュアルの見直しを含め、原子力災害発生時の危機管理態勢の再構築を早急に図る必要がある。その検討に当たっては、オフサイトセンターの強化という観点に加えて、そもそも現地対策本部に関係機関が参集して事故対処に当たるという枠組みでは対応できない事態が発生した場合に、どのような態勢で対応に当たるべきかについても具体的に検討し、必要な態勢を構築しておく必要がある。

### 提言(3)2. 原子力災害対策本部の在り方に関する提言

一般に、原子力災害が発生した場合、できる限り情報入手が容易で、現場の動きを把握しやすい、現場に近い場所に対策の拠点が設置される必要がある。正確な情報を迅速に入手することは、いうまでもなく原子力災害対策の基本である。電力事業者の本社本店に移動することなく、官邸等、政府施設内にいながら、より情報に近接することのできる仕組みの構築が検討されるべきである。

### 提言(3)3. オフサイトセンターに関する提言

政府は、オフサイトセンターが放射能汚染に十分配慮していなかったことにより使用不能に陥ったことを踏まえ、大規模災害にあっても機能を維持できるオフサイトセンターとなるよう、速やかに適切な整備を図る必要がある。

### 提言(4)被害の防止・軽減策に関するもの

#### 提言(4)2. モニタリングの運用改善に関する提言

- ① モニタリングシステムが肝心なときにデータ収集ができないなどの機能不全に陥らないよう、単に地震のみでなく、津波・高潮・洪水・土砂災害・噴火・強風等の様々な事象を想定してシステム設計を行うとともに、それらの事象の二つ以上が重なって発生する複合災害の場合も想定して、システムの機能が損なわれないような対策を講じておく必要がある。また、モニタリングカーについて、地震による道路の損傷等の事態が発生した場合の移動・巡回等の方法に関して必要な対策を講じるべきである。
- ② モニタリングシステムの機能・重要性について、関係機関及び職員の認識を深めるために、研修等の機会を充実させる必要がある。

#### 提言(4)3. SPEEDI システムに関する提言

被害住民の命、尊厳を守る視点を重視して、被害拡大を防止し、国民の納得できる有効な放射線情報を迅速に提供できるよう、SPEEDIシステムの運用上の改善措置を講じる必要がある。今後は、様々な複合要因に対して、システムの機能が損なわれることのないよう、ハード面でも強化策が講じられる必要がある。

#### 提言(4)4. 住民避難の在り方に関する提言

- ① 重大な原発事故が発生した場合に、放射性物質がどのように放出され、風等の影響でどのように流され、地上にはどのように降ってくるのかについて、また、放射線被ばくによる健康被害について、住民が常日頃から基本的な知識を持っておけるよう、公的な啓発活動を行うことが必要である。
- ② 地方自治体は、原発事故の特異さを考慮した避難態勢を準備し、実際に近い形での避難訓練を定期的に実施し、住民も真剣に訓練に参加する取組が必要である。

- ③ 避難に関しては、数千人から十数万人規模の住民の移動が必要になる場合もあることを念頭に置いて、交通手段の確保、交通整理、遠隔地における避難場所の確保、避難先での水・食糧の確保等について具体的な計画を立案するなど、平常時から準備しておく必要がある。特に、医療機関、老人ホーム、福祉施設、自宅等における重症患者、重度障害者等、社会的弱者の避難については、格別の対策を講じる必要がある。
- ④ 以上のような対策を地元の市町村任せにするのではなく、避難計画や防災計画の策定と運用について、原子力災害が広域にわたることも考慮して、県や国も積極的に関与していく必要がある。

#### 提言(4)5. 安定ヨウ素剤の服用に関する提言

現在、安定ヨウ素剤の服用については、基本的に国の災害対策本部の判断に委ねる運用となっているが、各自治体等が独自の判断で住民に服用させることができる仕組み、事前に住民に安定ヨウ素剤を配布することの是非等について、見直すことが必要である。

#### 提言(4)6. 緊急被ばく医療機関に関する提言

今回のようなシビアアクシデントが発生した場合においても緊急被ばく医療が提供できるよう、緊急被ばく医療機関を原子力発電所周辺に集中させず、避難区域に含まれる可能性の低い地域を選定し、そこに相当数の初期被ばく医療機関を指定しておくとともに、緊急被ばく医療機関が都道府県を超えて広域的に連携する態勢を整える必要がある。

#### 提言(6)関係機関の在り方に関するもの

##### 提言(6)1. 原子力安全規制機関の在り方に関する提言

###### ①独立性と透明性の確保

原子力安全規制機関は、原子力安全関連の意思決定を実効的に独立して行うことができ、意思決定に不当な影響を及ぼす可能性のある組織から機能面で分離されていなければならない。新たな規制機関は、このような独立性と透明性を確保することが必要である。

新たな規制機関に対し、原子力安全に関与する組織として自律的に機能できるように必要な権限・財源と人員を付与すると同時に、国民に対する原子力安全についての説明責任を持たせることが必要である。

## ②緊急事態に迅速かつ適切に対応する組織力

原子力災害の社会への影響の大きさに鑑みれば、その対応の中心となるべき原子力安全規制機関にあつては、災害発生時に迅速な活動が展開できるよう、平常時から防災計画の策定や防災訓練等を実施しておくことのみならず、緊急事態において対応に当たる責任者や関係機関に対して専門知識に基づく助言・指導ができる専門能力や、組織が有するリソースを有効かつ効率的に機能させるマネジメント能力の涵養が必要である。

また、規制機関においては、責任を持って危機対処の任に当たることの自覚を強く持つとともに、大規模災害に対応できるだけの体制を事前に整備し、関係省庁や関係地方自治体と連携して関係組織全体で対応できる体制の整備も図った上、その中で規制機関の役割も明確にしておく必要がある。

## ④優秀な人材の確保と専門能力の向上

新たな原子力安全規制機関は、優れた専門能力を有する優秀な人材を確保できるような処遇条件の改善、職員が長期的研修や実習を経験できる機会の拡大、原子力・放射線関係を含む他の行政機関や研究機関との人事交流の実施など、職員の一貫性あるキャリア形成を可能とするような人事運用・計画の検討が必要である。

## ⑥国際機関・外国規制当局との積極的交流

国の行政機関の定員措置については行政機関全体の問題であることから保安院等のみに関する検討で済むものではないが、原子力安全の重要性に鑑み、新たに設置される原子力安全規制機関の定員措置については十分に考慮する必要がある。また、新設の規制機関においては、前記定員措置のほか、国際貢献を果たすにふさわしい態勢整備に努めるとともに、国際機関・外国規制当局との人的交流を担える人材の育成に努めるべきである。

## ⑦規制当局の態勢の強化

原子力発電の安全を確保するためには、単に発生した個別問題への対応にとどまらず、国内外の最新の知見はもとより、国際的な安全規制や核セキュリティ等の動向にも留意しつつ、国内規制を最新・最善のものに改訂する努力を不断に継続する必要がある。原子力災害の社会への影響の大きさに鑑みれば、災害発生時に迅速かつ有効な活動が展開できるよう、平常時から防災計画の策定や防災訓練等を実施し緊急時の対応に万全を期すべきである。さらに、緊急事態において専門知識に基づく確かな助言・指導ができる専門的技術能力や、組織が有するリソースを有効かつ効率的に機能させるマネジメント能力の涵養に努めなければならない。そのためには、それにふさわしい予算・人的スタッフの在り方の検討が必要である。

## ■ 国際的な基準 (IAEA (国際原子力機関) 安全原則)

(原則2: 政府の役割): 独立した規制機関を含む安全のための効果的な法令上及び行政上の枠組みが定められ、維持されなければならない。

### ● 3.8.

自国の法体系の範囲内で国内の責任及び国際間の責務を効果的に果たすために必要と思われる法律、規則及びその他の基準と手段を採用すること並びに、独立した規制機関を設置することに対する責任を負う

### ● 3.10.

規制機関は、以下を満たさなければならない

- 自らの責任を完全に果たすために適切な法的権能、技術及び管理の能力、並びに人的、資金的資源を有すること。
- 利害関係者から不当な圧力を受けないように、許認可取得者及びその他の全ての機関から実質的に独立であること。
- 施設と活動の安全性 (健康と環境の側面を含む) と規制手続きについて周囲の団体、公衆、利害関係者及び情報メディアに伝達する適切な手段を有すること。
- 適宜、開放的で誰でも参加しやすいプロセスにより、周囲の団体、公衆及び他の利害関係者の意見を求めること。

このように、政府と規制機関は、放射線リスクから人と環境を防護するため、基準を定め、規制上の枠組みを定める重要な責任を持つ。しかしながら、安全に対する一義的な責任は、許認可取得者にある。

### ● 3.11.

許認可取得者が政府の一部門である場合、この部門は、政府の中で規制機能に対して責任を負う部門と異なっており、それらの部門から効果的に独立していると明確に特定されなければならない。

(原則9: 緊急時の準備と対応): 原子力または放射線の異常事象に対する緊急時の準備と対応のための取り決めを行わなければならない。

● 3.34.

原子力または放射線の緊急時に対する準備と対応は、次の事項を主な目標とする

- －原子力または放射線の緊急時に対する、現場及び必要に応じて地域、地方、国及び国際間のレベルでの効果的な対応を行うための取り決めが定められていることを確実にすること。
- －合理的に予測可能な異常事象に対して、放射線リスクが軽微なものとなることを確実にすること。
- －発生する何らかの異常事象に対して、人の生命、健康及び環境に対するいかなる影響も緩和するための実施可能な手段を講じること。

● 3.35.

許認可取得者、事業者、規制機関及び適切な政府の部門は、現場、地域、地方及び国のレベル、並びに諸国間で合意されているなら国際間のレベルで、原子力または放射線の緊急時に対する準備と対応の取り決めを、あらかじめ確立しておかなければならない。

● 3.36.

緊急時の準備と対応の取り決めの範囲と程度には、次の事項を反映させなければならない。

- －原子力または放射線緊急時の発生可能性及び考え得る影響
- －放射線リスクの特性
- －施設と活動の特質と場所

上記の取り決めには次の事項を含む。

- －異なる防護措置をいつ講じるべきかを決定する際に用いられるあらかじめ設定された基準一式
- －緊急時において、現場の人及び必要に応じて公衆を防護し、情報を提供する措置を講じる能力

- 3.37.

緊急時対応の取り決めを作成する際、合理的に予測可能なあらゆる事象を考慮しなければならない。緊急時計画は定期的に訓練を行い、緊急時対応で責任を負う組織の準備を確実なものにしなければならない。

- 3.38.

緊急時において早急な防護措置を即座に取らねばならないような時は、十分な説明による同意に基づき、緊急時の作業者は、通常適用される職業線量制限を超えるが、あらかじめ規定された値までの線量を受けることが許容される。

## ■原子力発電等に関する要請書(平成 25 年8月)(平成 25 年8月 全国原子力発電所所在市町村協議会)

### ● 重点項目

#### 【安全規制・防災対策について】

原子力の大前提である安心安全の確保のためには、福島第一原子力発電所事故を教訓に、真の安全文化の確立が必要不可欠である。国は、現場である立地地域との緊密なコミュニケーションを取りつつ、国内外の多様な知見を踏まえた、真に実効ある安全規制・防災対策に取り組むことを強く求める。

### ● 具体的事項

#### 【安全規制・防災対策について】

##### (1)安全規制の強化

- ③国は、徹底した情報公開による透明性の確保と、多様な知見を取り入れた公平な議論に最大限努め、国民から信頼される安全規制を  
実行すること。
- ④国は、安全規制に携わる人材の大幅な増強と育成を行い、現場における規制体制の強化を図ること。
- ⑤国は、新たな規制基準により、どのように原子力発電所の安全性が向上するのか、また、安全審査の結果や経緯などについて、立地地  
域及び国民に分かりやすく説明すること。
- ⑥国は、各原子力発電所における破砕帯調査や耐震安全性評価について、科学的データなどに裏付けられた明確な判断根拠を示し、  
立地地域及び国民に分かりやすく説明すること。

## (2)原子力防災対策の強化

- ① 国は、原子力災害対策指針をより具体化するなどの充実を図るとともに、原子力災害時においては主導的な役割を果たすこと。
- ② 国は、避難道路の整備や既存道路の改良、情報伝達のための通信網の強化について、関係省庁が認識を共有し、横断的かつ主体的に関与し、立地地域の状況に応じた対策を早急に講じること。
- ③ 国は、複合災害時においても、緊急モニタリング結果や放射能拡散予測結果など、住民対応に必要な情報を迅速かつ確実に市町村に伝えることのできる情報伝達体制を構築すること。
- ④ 国は、原子力災害の広域化に備え、広域避難や行政機能移転などについて、関係機関の調整を主導して行うこと。
- ⑤ 国は、原子力災害時における避難者の大量輸送手段や要援護者の避難先の確保・搬送手段を速やかに準備できる体制を構築すること。
- ⑥ 国は、広域避難に係る避難経路・避難方法及び救援物資の輸送方法・計画などをあらかじめ設定し、一元的に管理すること。
- ⑦ 国は、オフサイトセンターの施設整備・機能強化及び代替防災拠点の整備を速やかに行うこと。
- ⑧ 国は、原子力災害時において、迅速にスクリーニングや除染などが行える体制の整備を行うこと。
- ⑨ 国は、福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえ、避難指示や関係者の調整を戦略的・総合的に行うことのできる専門職員を育成し、事故発生時には迅速に指示、調整を行える体制を整備すること。
- ⑩ 国は、原子力災害時に防災担当職員を市町村に派遣できる体制をあらかじめ確立し、災害発生時には確実に職員を派遣すること。
- ⑪ 国は、各市町村の防災拠点の機能強化など、市町村が独自に行う原子力防災対策強化のための事業に対し、財政支援を行うこと。
- ⑫ 国は、安定ヨウ素剤の管理・服用に関する基準を明確に示すとともに、広域避難や屋内退避の際にも住民に対して迅速かつ確実に配布・服用が行える手法や、服用時の副作用に対する対策などを示すこと。
- ⑬ 国は、テロなどの有事に備えた原子力発電施設の防護対策を強化すること。

## 【原子力政策について】

### (2)人材育成の強化・原子力の理解促進

①国は、原子力安全に携わる技術者の人材育成及び技術継承のための取組を強化すること。

## ■国の施策及び予算に関する決議・重点提言・提言(平成25年11月全国市長会)

### ● 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応と原子力安全対策等に関する決議

#### 2. 原子力安全・防災対策の充実について

##### (2) 原子力防災体制の充実強化について

- ① 原子力関係施設に対する地震・津波対策など新たな規制基準を厳格に適用することはもとより、各種防護対策の具体的な内容やプルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域(PPA)についての検討結果を早急に示すなど、万全な防災対策を構築すること。また、原子力発電所に関する情報提供と説明責任を果たし、周辺住民や自治体の不安解消に努めること。
- ② 原子力災害対策指針における30km圏外の地域に対する原子力防災指針の見直しに当たっては、原子力防災対策の基準や対策の具体的な内容を速やかに明らかにするとともに、対策実施段階での具体的な手順や方法を提示し、対策に要する費用について十分な財政措置を講じること。
- ③ 地域防災計画(原子力災害対策編)及び広域避難計画の実効性を高めるため、国は、原子力防災対策指針における未解決課題の方針を示すとともに、住民等の広域避難に係る避難先や避難ルート決定、住民等の避難手段(バス、救急車、福祉車両、自衛隊車両等)の確保に必要な公共交通機関や実動部隊との調整、避難経路となる道路等の災害復旧や通行規制、円滑な避難を実現する経路の整備・確保に係る調整・対応の仕組みの構築など都市自治体だけでは解決が困難な課題について、国・県等が連携して支援すること。さらに、原子力防災対策の拡充強化に伴う財源を確実に措置し、速やかな事業実施に配慮すること。
- ④ 住民の安全・安心確保のため、モニタリングポストや放射線測定装置、原子力防災機材等の増設・整備を適切に行うこと。
- ⑥ 放射線モニタリング体制の強化や住民の冷静な行動を促す適切な情報伝達体制の構築など、必要な財源措置を含め、実効性のある原子力防災対策を講じること。

● 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応と原子力安全対策等に関する重点提言

2. 原子力安全・防災対策の充実について

(2) 原子力防災体制の充実強化について

- ⑦ 通常時から都道府県、市町村及び事業間の連携を図り、危機管理体制を整えるとともに、原子力安全対策に係る情報が共有できるようにすること。
- ⑧ 放射線モニタリング体制の強化や住民の冷静な行動を促す適切な情報伝達体制の構築など、必要な財源措置を含め、実効性のある原子力防災対策を講じること。
- ⑩ 国は、安全規制に携わる人材の大幅な増強と育成を行い、現場における規制体制の強化を図るとともに、都市自治体における原子力専門職員等の配置・養成に対する支援措置を講じること。
- ⑪ 原子力発電施設以外にも放射性物質を扱う事業所及び運搬時における安全対策の徹底を図ること。

## ■ 原子力規制行政強化に向けての緊急提言 - 国民と世界からの「信頼と信認」確保を目指して -

(平成 25 年 12 月 3 日 自由民主党 原子力規制に関する PT) (抄)

### II. 原子力規制行政への内外からの指摘事項

#### 3. 「合議制」形骸化への懸念

原子力規制委員会は出席委員の過半数で議事を決する「合議制」の組織である。にもかかわらず、しばしば委員会での議論が形骸化したまま意思決定が行われているのではないかと、ということについて以下のような指摘が聞かれる。

- 問題ごとの担当委員を決め、その担当委員の出した結論を、十分な議論をしないまま委員会決定としてしまうなど、意思決定過程が合議制の精神から逸脱しているのではないかと。
- 福島第一原発事故直後の対応で最も大きな争点の一つとなった首相官邸を含む「緊急時の対応体制」に関し、昨年9月の第一回委員会で、殆ど議論もなく事務局案を了承しており、深い議論を尽くした委員会の合議とは言い難い。
- 「原子力災害対策指針」に関しても、一委員に原案作成が委ねられ、委員会では実質的審議は行われずに決定された。
- 新規制基準の検討に際しても、担当の委員を指名しているが、そのこと自体が合議制の精神を放棄している、との指摘が多い。加えて、担当委員がその委員から「横出し」で有識者会議などを裁量的に設置・直接指揮し、委員会審議の際には、他の委員は担当委員の意見をほぼ丸呑みにしているのではないかと。
- 重要な意思決定に関し、委員会審議前に委員長の個人的発言が議論を先取りした結論に近いものが公表されてしまう。また、委員会に「委員長試案」なるものがしばしば示され、規制庁のインプットや委員間の深い議論なしに結論が出る傾向がある。
- 敦賀発電所敷地内破砕帯問題では、十分な審議が未だなされていなかった段階の第1回有識者会合で、島崎委員が「活断層の可能性が高い」と発言。委員長も「今のままでとても安全審査に入れない」と断言した。

- 米国 NRC の「良い規制の原則」に相当し、委員会の活動方針の基本哲学に相当する、極めて重要な「活動原則」に関しても、原案作成が一委員に委ねられ、委員会ではさしたる議論もなしに決定を行った。

#### 4. 原子力規制委員会と事務局<原子力規制庁>との関係

規制委員会への規制庁からのインプットや両者間の議論の実態が不透明なケースが多い一方、案件によっては事務局丸投げと受け止められるケースもあり、政策決定のステップが確立されておらず、かつ不透明であるとの見方が多い。

そもそも、「規制庁」とは、独立行政委員会の典型である公取委の「事務総局」に相当するもの。法案審議当時の与党からの「環境省の外局としての原子力規制庁」との提案の一部を尊重し、法文上「事務局は原子力規制庁と称する」、「事務局長は原子力規制庁長官と称する」とした。これは、自公両党としては3年後の見直しで「事務総局、事務総局長」とする可能性を念頭に名称を定めたものであり、あくまでも両者は「委員会とその事務局」として一体のはずである。規制庁は委員会の審議へのサポート機能が有効に発揮されるよう努めなければならない、との声が強い。しかしながら、両者の関係においても、以下のような指摘が聞かれる。

- 新規制基準作成過程のような重要案件に関する規制庁からの委員会向け提案の実態がどうなっているのか、並びに規制庁と委員会メンバーとの議論がどう行なわれているのかについて、不透明になっている。
- JNES 統合後の事務局体制のあり方に関する議論は事務局に丸投げされ、委員会で一度も議論が行われていない為、委員会としてどのように組織統合を活かそうとしているのかが、国民に伝わっていない。

#### 5. 適正手続き・透明性への懸念、緊張感の欠落

原子力規制委員会は、設置が法定されている放射線審議会、原子炉安全専門審査会、核燃料安全審査会を立ち上げて来なかった一方、新規制基準の審査会合や破砕帯に関する調査などにおいて法的位置づけが曖昧な有識者会議を組織し、規制委員会や規制庁による検討をバイパスするなど、適正手続きへの配慮に欠けている、との声が広く存在する。

### III. 明日の原子力規制行政を目指して

#### 1. 基本哲学、姿勢の転換、開かれたコミュニケーションに向けて

わが国の原子力規制行政全体への国民や世界の信頼を獲得するためには、まず5人の原子力規制委員、並びにその事務局たる原子力規制庁職員全員が、あらゆる関係者、すなわち国会議員等議会関係者、原子力事業者、原子力産業界、政府関係者、立地地域を中心とした地方公共団体関係者、一般市民、海外の原子力関係者、NGO・NPO、一般市民等と、いつでも正面から向かい合い、様々な意見を謙虚に聞き、規制当局の考えも十分理解してもらうよう、粘り強い対話を常時深め、コミュニケーションと相互理解を確立する事が肝要。

そうした、あらゆる関係者とのコミュニケーションチャンネルを維持しながら、しばしば相矛盾する国民の多種多様な考えや公共の利益に直接耳を傾け、なおかつ最終的には最高の倫理観と専門性を持って、独自の判断を独立して行うことに全力で務める基本姿勢への転換を提言する。

この事の成就なくして、日本の原子力はありえない。

#### 2. 信頼される規制に向けた組織改革に関する提言

規制委員会が果たすべき機能をいかに発揮するためには、規制委員会およびその事務局が、優秀な人材を確保、育成するのみならず、その高い能力を最大限に活かし得る組織文化の醸成と組織体制の確立が必要不可欠である。

このような見地から、組織強化のための方策を以下の通り提言する。

##### (1) 国民に開かれた規制文化の醸成

- 原子力規制委員会は法律に基づく強力な規制権限を行使する立場にあることを強く自覚し、その権限行使にあたっては、十分な説明責任を果たすべきである。また、被規制者からの意見、反論に対しても、純粹に科学的な立場から対応していくこと。
- 顧問会議を設け、専門知見や豊富な経験に基づき、大所高所から「目付け役」的なアドバイスをを行うこととする。
- 役職や担当分野に関わりなく意見を戦わせ、異論を重んじる文化を定着させるとともに、制度的にも職員からの異論提出の手続きを定め、活用するなど「風通しの良い組織」の構築を図ること。

## (2)コミュニケーションチャネルの確立

- 原子力事業者等を含め、外部との接点を断つ「孤立」に陥るのではなく、多様な関係者とのコミュニケーションを活発に図り、真摯に耳を傾け、規制行政の向上に有益な情報を的確に汲み取り、規制技術の向上に励むオープンな文化を醸成すること。
- 国会議員との接点も現在は完全に断っており、わずかに国会の委員会等に質疑対応のため唯一人委員長のみが出席しているだけであるが、国民各層の意見を代弁する国会議員、立地地域の地方議員等をはじめ、地方公共団体の首長等とのコミュニケーションに努め、立地地域の考え方や広く国民の期待がどこにあるかを正確に把握できる体制を確立すること。
- その上で、法的に付与された原子力規制委員会の独立性に立脚し、外部の意見に流されることなく、自らの高い識見と規制哲学に則った規制行政を遂行すること。

## (3)意思決定プロセスの見直し

- 規制委員会の意思決定が、特定の委員の専門性に大きく依存することなく、委員全員が参加した合議の形で行われるべきものであることは規制委員会設置法に明記されている。そこで、わが国の原子力規制委員会においても、合議の質を高め、特定委員の属人的な専門知識によって委員会での議論が偏ることを防ぐため、米国NRC同様、各委員に少なくとも数人の直属の高度専門サポートスタッフを設けることにより、各委員の情報収集、分析能力強化を図ることを提案する。
- 規制委員会にかけられる案件については、委員と事務局職員との間の議論も可能な限り公開ないしは何らかの形で国民に見えるようにすることを原則とすること。
- 放射線審議会、原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会を早期に設置し、委員会の助言機関としての位置づけを明確にすること。また、これら審査会等の委員等の構成については、わが国原子力関係の専門家の英知を結集させて組織すべきであり、過去の原子力規制基準作りや審査等に携わった経験があるか否かに関わらず委員等を選定し、専門性等のバランスがとれた専門家構成になるよう配慮すること。
- 発電所の敷地内破砕帯の現地調査・評価等を行う有識者会合等においても、同様にバランスがとれた人選を心がけること。
- 内部監査機関を設置するなど、高い独立性に相応しい自浄作用と自己改革を実現するための仕組みを構築すること。
- より高度な専門性と規制行政能力を確立するため、現在委嘱している国際アドバイザーの活用を一層図り、意見聴取の機会を増やし、その内容を可能な限り国民とともに共有すること。

- 規制委員会の活動について、より国民への丁寧な説明を心がけること。

#### (4) 独自財源の確保

- 独自財源の確保は、規制委員会の独立性、独自性を担保するため重要な要件。一般会計予算に加え、事業者からの検査料等の徴収による独自財源を確保し、勘定を区分経理(例えば「原子力規制勘定」や「原子力規制特別会計」)する等の措置を検討すること。

#### (5) 基準策定、規制執行、技術研究の責任関係の明確化

- 安全研究や解析は、規制や基準を策定し見直す原動力である。これらを振興し、その成果や学会等の多様な技術分野の新知見を分析し、規制や基準を効果的で効率的なものに不断に見直す責任体制を確立すること。
- 福島第一原発事故前に、旧原子力安全委員会が、旧原子力安全・保安院の反対により防災指針を改正できなかったことに象徴されるように、規制の執行部門は、基準の改正などに消極的になる可能性があることから、基準の策定と規制の執行は、部門を明確に分けた上で各々の責任を明確にするとともに、かかる利益相反が起きないようなチェックシステムを作ること。
- 平時の技術統括については技術総括審議官が責任を持ち、緊急対応時には緊急事態対策監がオンサイトの責任者となる、との役割分担の明確化が必須。すなわち原子力事故時を除き、規制委員会の技術的事項の取りまとめは官房の技術総括審議官が行い、技術知見の集積を図ること。
- 緊急時においては、緊急事態対策監と防災及び放射線防護対策のセクションが一体的連携を確保しうる指揮命令系統とすること。

#### (6) 内外の原子力関係機関との連携強化

- 最新の知見・技術の導入や、必要な情報収集、人材育成のため、JAEA等の国内の研究機関のみならずIAEA等の国際機関や、外国の原子力規制組織、大学、研究機関等との連携を強化すること。
- 規制基準に基づく詳細な規格や、高度な専門的知見を要する事項や安全規制のために必要な研究についてのロードマップの策定などに、学術団体等の組織を有効活用すること。また、規制委員会が行う安全研究の成果や、研究成果の規制への利用などについても、外部組織との間で積極的に議論すること。

## (7)外部からの監視

- 規制委員会の適切な運営や活動を担保するため、IAEAのフォローアップを受け入れるとともに、下記のように、原子力規制委員会に対する外部からの監視を強化すること。
  - ① 2007年にIAEAによってなされたIRRS勧告類を再度検証し、その完全履行に向けた必要な施策を行うこと。その際、勧告の履行状況を外部の有識者によってチェック、レビューする体制を構築すること。また、IAEAが求めている同IRRSのフォローアップを、できるだけ早急に受け入れること。
  - ② また、両院の両特別委員会においては、国会事故調委員会の提言に従い、最新の知見を持って規制委員会を監視できるよう、事業者、行政機関から独立した、グローバルな視点を持った専門家からなる諮問機関を早期に設けること。

## 3. 人材強化に関する提言

規制委員会が本来備えるべき資質を具備し、求められる機能を果たすうえで、規制委員会と、規制委員会の事務局である規制庁をいかなる「人材」によって構成するかは極めて重要な要素である。

まず規制委員会の委員には、規制組織の中でも最も高いレベルの原子力の専門性と経験が必要とされることを改めて再確認したい。また同時に、高い識見と判断能力が求められる。これは規制委員会設置法が「人格が高潔であって、原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者」と定めていることから明らかである。

来年度には2名の委員が、再来年度には更に2名の委員が任期満了により交代することとなり、政府においては今一度設置法の理念に立ち返り、法に定める委員としての資質を満たす人選を行うことを強く要請する。

規制庁の職員には、その役職や職分を問わず、高い専門性は当然のこととし、更に倫理観と強い使命感とが求められることは言うまでもない。

幹部職員には、国内外の信頼を得るためのコミュニケーション能力に加え、質問や異議を受け入れるという文化を醸成し、他の意見に耳を傾け、自ら学び、不断の改善を行うという姿勢が強く求められる。

一方、個々のスタッフにおいては、それぞれの担当業務に関する高度な専門知識、国際動向や最新の技術動向等に関する情報収集能力、説明能力、規制基準等の立案能力および部門間の緊密な連携を図るに足るコミュニケーション能力が不可欠である。

また、原子力の安全には国境はなく、原子力の技術、安全対策は共通であることから、規制庁職員にとっても積極的な国際化が必要であることは論を待たない。

このような認識のもと、有為な人材を確保し育成するための方策を以下の通り提言する。

#### (1)人材の確保、活用と、士気の向上

- 原子力規制に関わる優秀な人材を確保する上では、原子力分野に身を置く場合の自らの将来展望が見通せることがまず必要であり、可能な限り早期に政府は将来のエネルギー政策、中でも原子力政策に関する中長期戦略を示すことが重要である。また、規制委員会は、国民とのコミュニケーションを深めながら、現在直面している諸課題解決等の実績を着実に積み上げ、広く国民から評価され、信頼され、働き甲斐のある組織との評価を得るよう努めること。
- 能力・業務の質・量や実績、経験やスキル、取得した資格、負うべき責任の重さ等に応じた処遇の仕組みを創設すること。また、誰もが適切であると理解できる評価の客観的基準を設けるなど、恣意的な人事評価の排除に努めること。
- 規制庁への就職希望者の確保はもとより、現在働いている職員にとっても、将来に希望が持てるような「魅力あるキャリアパス」を用意すること。このため、以下の事項を可能にする制度や人事運用を整備・見直し、予算を確保すること。
  - ① 在外公館、IAEAなどの国際機関、NRC等海外規制当局への出向や海外・国内留学
  - ② 国内外の研究機関への出向・研修
  - ③ 資格取得の機会の付与(原子炉主任技術者、核燃料取扱主任者、放射線取扱主任者)
  - ④ 適性に応じた複数のキャリアアップルートの整備
  - ⑤ 現時点における一時的な人材の偏りを考慮し、年金給付年齢までを見通した雇用(現役を引退した職員に対し特例定年制度を活用するなど、60歳以上となる職員についても、その能力に応じて適正な給与で雇用)と、年金給付年齢を超えた職員の能力に応じた雇用

- ⑥ 統合されるJNESの職員に対する特別の手当てが支給されている間に、個々人の能力や専門性等に応じて俸給表の該当号級を見直し、規制庁職員との均衡を取る措置を実施すること

## (2) 人材の育成の抜本強化

- 役職、職分等に関わりなく、原子力規制に関わる職員が持つべき資質・能力についての一定の質を確保し、高度な専門性ととも高い倫理観、使命感を身に付けるとともに、組織全体としての安全文化を確立するための「職員規範」を策定するとともに、これを徹底するための研修プログラムを定期的実施すること。
- 研修プログラムの策定にあたっては、常に最新の知見等を踏まえたものとなるよう留意するとともに、担当業務、役職、キャリア等に対応したきめ細かな研修となるよう努めること。また、担当外の分野に関する事項についても、各担当間の連携に必要な知識を習得できるような研修を実施すること。
- JNESとの統合を契機とし、原子炉運転シミュレーター等の高度な研修設備・施設を創設、整備し、高度で実践的な訓練や研修が実施できる環境を確保するなど、人材育成部門を抜本的に強化すること。
- 研修における指導者については、組織内の人材を起用するのみならず、学者や研究者、更にはメーカーや原子力発電所のエンジニア(定年退職者を含む)等を、広く内外から招聘すること。また、研修の形については、単に組織内の研修にとどめることなく、大学や研究機関、他の行政機関や日本原子力研究開発機構等との連携など、プログラムの多様化にも努めること。
- 新規採用職員については、米国NRCにおける「採用後2年間、勤務時間の半分は研修に充て、マンツーマンのメンター(個人指導者)を付与」との制度も参考に、特に徹底した研修を実施すること。その際は、机上の研修のみならず、現場での実践的な研修も行うよう努めること。
- 国内外への留学、国際機関、外国政府機関等への派遣及び在外公館への勤務、内外の大学及び研究機関との人材交流によって、積極的な国際化を進めること。

また、これら国際化に関連する人材育成は個々の職員の能力や意欲を踏まえて行うものとし、その実施については毎年目標を掲げ、達成管理を行うこと。

- 特に、安全研究や解析業務に携わるエキスパートは、新知見、研究の成果を絶えず分析し、リスク情報を活用し、国際機関や海外規制当局などの国際的な知識ネットワークと連携・協力し、効果的で効率的な、そして合理的な規制基準を絶えず構築・維持していくこと。
- 海外の原子力関係者との連携強化に資するため、IAEA等の国際機関や、外国の原子力規制組織、大学、研究機関等からの交換スタッフや研修生の受け入れにも努めること。
- 法律で「ノーリターンルール」が定められるに至った議論の経緯を尊重し、これまでの霞が関型人事政策を抜本的に改め、職員の独立性と専門性の向上に努めるとともに、厳格な天下り等再就職規制や定年後の雇用、処遇改善等を含む人材活用方策を検討すること。

## はじめに

原子力防災対策については、国が前面に立って継続的に充実強化を図るとともに、地方自治体が講ずることとされる対策については、必要な予算を確保し、早急に体制の整備を図ることが必要である。

## ● II 原子力施設の安全対策について

### 1 実効性ある原子力規制の実施と国の説明責任について

#### (1)新規制基準に関する事項

② 福島第一原子力発電所の事故から得られた知見はもとより、国内外における最新の知見を収集し、関係機関や専門家等の意見を聴きながら幅広い議論を行ったうえで、新規制基準や法制度を絶えず見直していくなど、原子力施設の安全性向上のため、原子力規制のより一層の充実・強化に不断に取り組むこと。

#### (2)安全規制の実施に関する事項

③ 安全対策の実施主体である事業者が、最低限の規制要求事項を満たすだけでなく、さらに安全性の向上に向けた自主的かつ継続的な取組を促すとともに、国の指導・監督を強化すること。

#### (3)原子力規制委員会に関する事項

① 原子力規制委員会については、引き続き高い独立性や専門性、徹底した情報公開による透明性などの確保に努めるとともに、立地自治体等の幅広い意見に真摯に耳を傾け、真に国民の理解と信頼が得られる組織とすること。

特に、「国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める」という委員会の組織理念を達成するため、組織の健全性や信頼性を評価する機関を新たに設置するなど、改善出来る仕組みを構築すること。

## 2 住民理解に係る取組について

- ① 原子力施設に係る新規制基準や適合性審査の結果等については、原子力規制委員会の然るべき責任のある立場の者が自ら説明することなどにより、国民及び関係自治体の理解促進に努めること。

特に、新規制基準において、猶予期間が設けられた対策については、その理由を明確に説明すること。

- ② 原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、個別の発電所毎に、その安全性やエネルギー政策上の必要性等を十分に考慮した上で、国が責任を持って判断し、国民や関係自治体に十分な説明を行うこと。

また、誰がどのように判断するのかなど、あらかじめ具体的な手続きを明確に示すこと。

## ● III 原子力防災対策について

### 1 原子力防災体制の強化について

#### (1) 原子力災害対策指針に関する事項

- ① 原子力災害対策指針については、最新の知見や国内外の状況を踏まえ、今後も継続的に改定していくとともに、関係自治体等の意見を適切に反映していくこと。
- ② プルームの影響を考慮した Pp A の導入や実用発電用原子炉以外の原子力施設及び、事故を起こした原子炉に係る原子力災害対策重点区域の範囲など未策定の事項について、速やかに指針を策定するとともに、廃止措置に向けて長期間停止する原子炉についても必要な対策を示すこと。

## (2) 原子力防災体制の確立に関する事項

- ① 複合災害や過酷事故が起こることを想定し、関係自治体の意見を踏まえ、原子力防災対策を充実させるとともに、災害対策における自治体の役割の重要性に鑑み、関係自治体と園、事業者との緊密な連携協力体制の整備に向け、法整備も含めて国が主体的かつ速やかに対応すること。
- ② 省庁横断的に進める必要がある対策については、今般、原子力発電所立地地域毎に設置された防災関係省庁と県の担当者等で構成されるワーキングチームにおいて国から具体的な対策を提示するなど、迅速かつ着実に進めること。  
また、住民の安全確保のためには、立地地域の意見をよく聴いた上で、関係省庁が各々の課題に真剣に取り組むことが必要であることから、国が責任を持って、真に関係省庁が連携し、安全確保に取り組む仕組みを構築すること。
- ③ 現行の法制度では、緊急時において線量限度を超える高線量率下での対応が出来ないことから、法制度の見直しや特殊部隊の創設などを検討すること。
- ④ 事故発生時における原子力施設の安全確保のため、意思決定や指揮命令系統などに関する法の制定など、国の体制整備に取り組むとともに、立地自治体が事故拡大防止に関与する体制についても検討すること。
- ⑤ オフサイトセンターについて、法令又はガイドラインに国が設置や運営の主体で、あることを明記するとともに、速やかにガイドラインに準拠した整備を行うこと。

## (3) 航空機落下及びテロの未然防止に関する事項

- ① 航空機落下のリスク低減のため、原子力施設周边上空の飛行禁止及び飛行禁止区域周辺の航空機の飛行に係る最低安全高度の設定について、法制化を図ること。
- ② 原子力施設に対するテロの未然防止のため、国内のみならず国際的な連携も強化し、情報収集や国際協力に努めること。

また、武力攻撃等の緊急事態への対処処置について、自衛隊、海上保安庁、警察、消防、地方自治体、電気事業者等の関係機関が連携し、実効性のある対策が迅速に講じられるよう、平時から緊急時に備えた体制を構築すること。

## 2 具体的な原子力防災対策について

### (1) 避難対策に関する事項

- ① OIL に基づく避難範囲の特定方法などを含む各種防災関係マニュアルを作成し、関係自治体に対して速やかに示すこと。なお、作成に当たっては地方自治体の意見を十分に聴き反映させること。
- ② 災害発生時の避難のための道路や港湾等のインフラ、公共施設等について、地方自治体の意見を聴きつつ国が積極的に関与し、早急に整備を進めるとともに、適切な維持管理を行うこと。
- ③ 県境を越えるなどの広域避難や要援護者の避難体制に係る国と関係自治体の役割分担や国による支援体制を速やかに示すこと。

広域避難については、国が主体的に関係自治体や運輸事業者等と避難先の確保や車両とその運転要員の確保などの具体的な避難手段を調整するとともに、避難先への迅速な人的支援や国による大規模備蓄施設の整備などの物的支援ができる体制を構築すること。

要援護者の避難体制については、避難計画策定を促進するため、ワーキングチームにおける検討も踏まえながら、必要な車両や資機材、医療従事者等の確保、自衛隊等による迅速な搬送体制の整備、避難先となる病院や社会福祉施設等の確保などに係るマニュアル等を整備するとともに、国として要援護者が迅速かつ安全に避難できる具体的な支援体制を確立すること。

- ④ 避難住民や避難車両等に対するスクリーニング及び除染の方法や実施場所選定に係る基準、そのための人員体制や資機材の配備等について、避難受入地域の状況等を十分考慮した上で、国の責任において災害時に確実に機能する体制を構築すること。

また、避難先となる地方自治体及び住民に対して、放射線等に関する知識の普及啓発を行うこと。

## (2) 放射線モニタリング体制に関する事項

- ① 緊急時モニタリングは、避難指示や食品摂取制限などを実施するためにも極めて重要であり、国や関係自治体、事業者等における実施内容や役割分担、広域化・長期化に対応するための動員計画、関係自治体に策定が義務付けられた緊急時モニタリング計画の具体的な記載内容を速やかに示すとともに、必要な資機材については、国が責任を持って早急に整備するなど、災害発生時において緊急時モニタリングの実施を統括する緊急時モニタリングセンターが確実に機能する仕組みを構築すること。
- ② 原子力発電所周辺の放射線モニタリングに係る実施項目や実施範囲、測定地点の設定間隔等について、防災範囲の拡大に対応した新たな指針を早急に示すこと。

特に、福島第一原子力発電所事故の際に課題となった放射性ヨウ素等の大気中放射性物質の測定体制に係る基準を速やかに示すとともに、災害時における測定局の機能確保のため、非常用電源の整備や耐震性の強化等に係る基準について、関係自治体に対応できるよう早期に示すこと。

また、緊急により迅速な防護措置を実施するため、SPEED I 等の放射性物質の大気中拡散予測精度を向上させ、活用することや緊急時モニタリングセンターに参画する機関間で情報共有できるシステムの導入、整備を検討すること。

さらに、海洋での放射性物質の拡散予測システムの一層の研究開発に努めること。

## 3 緊急被ばく医療について

- ③ UPZ 外における安定ヨウ素剤の配備など、プルーム通過時の防護措置の在り方についても検討すること。

#### 4 財政支援に関すること

原子力防災体制の見直しにより地方自治体が実施する防災対策の範囲が大きく広がっている状況を踏まえ、地方自治体の意見を聴きつつ、以下のとおり適切な財政支援及び人的支援を行うこと。

なお、財源の配分に当たっては、考え方を十分に示すこと。

- ① 原子力防災関連施設や一時的な屋内退避施設、病院、福祉施設等の放射線防護対策の強化に当たっては、その考え方を速やかに示した上で各地方自治体の状況に応じた予算の確保と配分を行い、早期に適切な防災対策が講じられるようにすること。

また、既に整備を行った施設や今後整備される施設の維持管理等に係る経費については、国において現行の予算体系とは別枠で予算を確保した上で地方自治体に配分すること。

- ② 原子力防災対策に必要な資機材の配備や維持管理、避難に係るインフラの整備や維持管理、人員増に係る必要経費などについて、適切な財政措置を行うこと。
- ③ 広域避難体制を整備するために、立地県外における避難先も速やかに確保出来るよう、従来の交付金の枠にとらわれることなく、避難先の確保に必要な経費も含めて、関係自治体への財政支援を弾力的に行うこと。
- ④ モニタリング機材の整備に当たっては、国が整備の考え方や基本仕様を提示すること。

また、当該整備に係る必要経費については、地方自治体の新たな負担にならないよう維持管理費を含めて特別枠を設けるなど、適切な財政支援を行うこと。

#### ● IV 原子力政策について

##### 4 原子力に関する人材育成及び技術の維持・強化について

原子力分野における人材育成及び技術の伝承に大きな懸念が生じていることから、国は、中長期的な視点で原子力分野の人材育成等に取り組むこと。

■東日本大震災から3年を迎えるにあたっての決意(抄)(平成26年3月7日 自由民主党 東日本大震災復興加速化本部)(抄)

### 3. 東日本大震災を踏まえた緊急時対応について

・・・この災害対策基本法は、自然災害のみを対象とするものではなく、「事故災害」を排除してはいないが、原子力災害対策特別措置法が特別法として存在することもあり、現実には、主として自然災害を念頭に置いて制度が構築されている。

しかし、今回、東日本大震災の発災とともに、東京電力福島第1原子力発電所の事故災害が併発し、そのことが避難生活の長期化を招き、インフラ・住宅等の復旧のあい路となってしまった事実を踏まえると、自然災害と事故災害との同時発生による複合的な災害をも視野に入れ、「想定外は存在する」ということを前提とした現行制度の見直しの必要性は依然としてある。

したがって、与党内において、複数の自然災害や、自然災害と同時に事故災害が併発することを想定した緊急時対応の在り方という視点から、今一度、東日本大震災における対応の検証・評価を行うとともに、現行制度の見直しの必要性等について、根本的に検討を行うべきものと考えらる。

その際、①発災前、②発災直後のフェーズに応じ、以下の点を中心に検証・評価、検討を行うこととされたい。

#### ①発災前

- ・予測システムの研究・開発・活用
- ・データのバックアップシステム
- ・非常時を想定した政府の体制・指揮命令系統の構築
- ・政府機能の移転・維持(首都直下地震を念頭に)
- ・原子力防災について、平時からの内閣としての責任ある体制の整備
- ・防災訓練・避難訓練・防災教育の推進
- ・災害対応ロボットの研究・開発

#### ②発災直後

- ・複合災害時における司令塔体制の構築・強化
- ・特に原子力防災については、別途に原子力災害対策本部における一元的な指揮・命令系統の整備
- ・首相の権限明確化及び私権制限の要否(企業に対する食糧等の供給義務、個人の所有物(自転車等)の撤去 等)

## はじめに

原子力防災対策については、国が前面に立って継続的に充実強化を図るとともに、地方自治体が講ずることとされる対策については、必要な予算を確保し、早急に支援体制の整備を図ることが必要である。

### ● II 原子力施設の安全対策について

#### 1 実効性ある原子力規制の実施と国の説明責任について

##### (3)原子力規制委員会に関する事項

- ① 原子力規制委員会については、引き続き高い独立性や専門性、徹底した情報公開による透明性などの確保に努めるとともに、立地自治体等の幅広い意見に真摯に耳を傾け、真に国民の理解と信頼が得られる組織とすること。  
特に、「国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める」という委員会の組織理念を達成するため、組織の健全性や信頼性を評価する機関を新たに設置するなど、改善出来る仕組みを構築すること。

#### 2 原子力発電所の安全性及び再稼働の判断に係る国の説明責任について

- ① 原子力施設に係る新規制基準や適合性審査の結果等については、原子力規制委員会の然るべき責任のある立場の者が、具体的な手順等を明示した上で自ら主体的に説明することに加え、その内容について分かりやすく公表し、問合せ窓口を設置することなどにより、国民及び関係自治体の理解促進に努めること。  
特に、新規制基準において、猶予期間が設けられた対策については、その理由を明確に説明すること。
- ② 原子力発電所の安全性については、新規制基準への適合性審査の結果だけでなく、万一の事故や原子力災害に係る国の対策の状況、さらには事業者の運営能力の確認など、総合的な観点から判断するとともに、安全性を判断した理由について、国民及び関係自治体へ十分な説明を行うこと。

- ③ 原子力発電所の再稼働については、具体的な手続きを明確に示した上で、安全性の確認だけでなく、エネルギー政策上の必要性等を十分に考慮し、国が責任を持って判断するとともに、その判断に至った経緯や結果については、国民や関係自治体に十分な説明を行い、その理解を得るよう取り組むこと。

### ● Ⅲ 原子力防災対策について

#### 1 原子力防災体制の強化について

##### (1) 原子力災害対策指針に関する事項

- ① 原子力災害対策指針については、最新の知見や国内外の状況を踏まえ、今後も継続的に改定していくとともに、関係自治体等の意見を適切に反映していくこと。
- ② プルームの影響を考慮したPPAの導入や実用発電用原子炉以外の原子力施設及び事故を起こした原子炉に係る原子力災害対策重点区域の範囲など未策定の事項について、速やかに指針を策定するとともに、廃止措置に向けて長期間停止する原子炉についても必要な対策を示すこと。

##### (2) 原子力防災体制の確立に関する事項

- ① 複合災害や過酷事故が起こることを想定し、関係自治体の意見を踏まえ、原子力防災対策を充実させるとともに、災害対策における自治体の役割の重要性に鑑み、関係自治体と国、事業者との緊密な連携協力体制の整備に向け、法整備も含めて国が主体的かつ速やかに対応すること。
- ② 避難行動要支援者の避難のあり方など省庁横断的に進める必要がある対策については、原子力発電所立地地域毎に設置された防災関係省庁と県の担当者等で構成されるワーキングチームにおいて、各地域の取組状況を把握し、国から具体的な対策を提示するなど、迅速かつ着実に進めることにより、国として、地域の実情に応じた適切な防災体制の確立を支援すること。

また、住民の安全確保のためには、立地地域の意見をよく聴いた上で、真に関係省庁が連携し、課題に真剣に取り組むことが必要であることから、各地域の避難計画等の実効性を確保するための支援体制の整備など、国が責任を持って、安全確保に取り組む仕組みを構築すること。

- ③ 現行の法制度では、緊急時において線量限度を超える高線量率下での対応が出来ないことから、法制度の見直しや特殊部隊の創設などを検討すること。
- ④ 事故発生時における原子力施設の安全確保のため、意思決定や指揮命令系統などに関する法の制定など、国の体制整備に取り組むとともに、立地自治体が事故拡大防止に関与する体制についても検討すること。
- ⑤ オフサイトセンターについて、法令又はガイドラインに国が設置や運営の主体であることを明記するとともに、速やかにガイドラインに準拠した整備を行うこと。

### (3) 航空機落下及びテロの未然防止に関する事項

- ① 航空機落下のリスク低減のため、原子力施設周辺上空の飛行禁止及び飛行禁止区域周辺の航空機の飛行に係る最低安全高度の設定について、法制化を図ること。
- ② 原子力施設に対するテロの未然防止のため、国内のみならず国際的な連携も強化し、情報収集や国際協力に努めること。

また、武力攻撃等の緊急事態への対処処置について、自衛隊、海上保安庁、警察、消防、地方自治体、電気事業者等の関係機関が連携し、実効性のある対策が迅速に講じられるよう、平時から緊急時に備えた体制を構築すること。

## 2 具体的な原子力防災対策について

### (1) 避難対策に関する事項

- ① 実効性ある避難計画の策定を支援するため、OILに基づく避難範囲の特定方法などを含む各種防災関係マニュアルを作成し、関係自治体に対して速やかに示すこと。なお作成に当たっては地方自治体の意見を十分に聴き反映させること。
- ② 災害発生時の避難のための道路や港湾等のインフラ、公共施設等について、地方自治体の意見を聴きつつ国が積極的に関与し、早急に整備を進めるとともに、適切な維持管理を行うこと。
- ③ 県境を越えるなどの広域避難や避難行動要支援者の避難体制に係る国と関係自治体の役割分担や国による支援体制を速やかに示すこと。

広域避難については、国が主体的に関係自治体や運輸事業者等と避難先の確保や車両とその運転要員の確保などの具体的な避難手段を調整するとともに、避難先への迅速な人的支援や国による大規模備蓄施設の整備などの物的支援ができる体制を構築すること。

避難行動要支援者の避難体制については、避難計画策定を促進するため、ワーキングチームにおける検討も踏まえながら、必要な車両や資機材、医療従事者等の確保、自衛隊等による迅速な搬送体制の整備、避難先となる病院や社会福祉施設等の確保などに係るマニュアル等を整備するとともに、国として避難行動要支援者が迅速かつ安全に避難できる具体的な支援体制を確立すること。

- ④ 避難住民や避難車両等に対するスクリーニング及び除染の方法や実施場所選定に係る基準、そのための人員体制や資機材の配備等について、避難受入地域の状況等を十分考慮した上で、国の責任において災害時に確実に機能する体制を構築すること。

また、避難先となる地方自治体及び住民に対して、放射線等に関する知識の普及啓発を行うこと。

## (2)放射線モニタリング体制に関する事項

- ① 緊急時モニタリングは、避難指示や食品摂取制限などを実施するためにも極めて重要であることから、国は、関係自治体、事業者等における実施内容や役割分担、広域化・長期化に対応するための具体的な動員計画等を速やかに示し、関係自治体に策定が義務付けられた緊急時モニタリング計画の策定を支援するとともに、モニタリング対策官の増員や資機材の早急な整備など、災害発生時において緊急時モニタリングの実施を統括する緊急時モニタリングセンターが確実に機能する仕組みを構築すること。
- ② 原子力発電所周辺の放射線モニタリングに係る実施項目や実施範囲、測定地点の設定間隔等について、防災範囲の拡大に対応した新たな指針を早急に示すこと。

特に、福島第一原子力発電所事故の際に課題となった放射性ヨウ素等の大気中放射性物質の測定体制に係る基準を速やかに示すこと。

また、緊急時により迅速な防護措置を実施するため、SPEEDI等の放射性物質の大気中拡散予測精度を向上させ活用することや、緊急時モニタリングセンターに参画する機関間で情報共有できるシステムの運用方法を明確にした上で整備を促進すること。

さらに、海洋での放射性物質の拡散予測システムの一層の研究開発に努めること。

### ● IV 原子力政策について

#### 4 原子力に関する人材育成及び技術の維持・強化について

原子力分野における人材育成及び技術の伝承に大きな懸念が生じていることから、国は、中長期的な視点で原子力分野の人材育成等に取り組むこと。

## ■原子力発電所の安全対策及び防災対策に対する提言(抄)(平成26年7月全国知事会)

### はじめに

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故から3年余りが経過したが、依然として周辺住民は避難生活を余儀なくされている状況にあり、早期の事態収束に向け、国や事業者が一丸となって取り組む必要がある。

こうした中、全国に立地している原子力施設の安全確保が何よりも重要な課題となっており、原子力規制委員会においては、新規規制基準への適合性審査を厳格かつ迅速に行うとともに、その結果について、地域住民はもとより、国民全体に明確かつ責任ある説明を行うことが強く求められるところである。

また、原子力防災対策については、国が前面に立って継続的に充実強化を図るとともに、地方公共団体が講じる対策について、必要な予算を確保し、早急に支援体制の整備を図ることが必要である。

## Ⅱ 原子力施設の安全対策について

### 1 原子力安全規制体制の強化について

#### (4)原子力規制委員会の機能の確保について

原子力規制委員会は、引き続き高い独立性や専門性、徹底した情報公開による透明性などの確保に努めるとともに、地方公共団体等の幅広い意見に真摯に耳を傾け、真に国民の理解と信頼が得られる組織とすること。

特に、「国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める」という委員会の組織理念を達成するため、組織の健全性や信頼性を評価する機関を新たに設置するなど、改善出来る仕組みを構築すること。

## 2 国民理解に向けた取組及び地方公共団体への説明責任について

原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会が責任を持って、新規制基準への適合性審査の結果に加え、万一の事故や原子力災害に係る国の対策の状況、さらには事業者の運営能力の確認など、総合的な観点から判断するとともに、安全性を判断した理由について国民及び地方公共団体に対し、明確かつ丁寧な説明を行うこと。

また、原子力発電所の再稼働については、具体的な手続きを明確にした上で、安全性の確認だけでなくエネルギー政策上の必要性等を十分に考慮し、国が責任を持って判断するとともに、その判断に至った経緯や結果については、国民や地方公共団体に十分な説明を行い、その理解を得るよう取り組むこと。

さらに、原子力施設における事故やトラブルの情報については、国が国民及び地方公共団体に対する説明責任を十分に果たすこと。

## 4 原子力安全に関する人材の育成と研究開発の推進について

原子力分野における人材育成及び技術の伝承に大きな懸念が生じていることから、国は、中長期的な視点で、原子力分野の人材育成等に取り組むこと。

また、地震・津波対策を含め、原子力施設の安全確保に必要な研究開発予算を十分に確保し、その促進を図ること。

### Ⅲ 原子力防災対策について

#### 1 原子力防災体制の強化について

##### (1) 原子力災害対策指針について

原子力災害対策指針については、最新の知見や国内外の状況等を踏まえ、今後も継続的に改定していくとともに、地方公共団体等の意見を適切に反映していくこと。

また、プルームの影響を考慮したPPAの導入や実用発電用原子炉以外の原子力施設及び事故を起こした原子炉に係る原子力災害対策重点区域の範囲など未策定の事項について、速やかに指針を策定するとともに、廃止措置に向けて長期間停止する原子炉についても、必要な対策を示すこと。

##### (2) 原子力防災体制について

複合災害や過酷事故が起こることを想定し、地方公共団体の意見を踏まえ、原子力防災体制を充実させるとともに、災害対策における地方公共団体の役割の重要性に鑑み、地方公共団体と国、事業者との緊密な連携協力体制の整備に向け、法整備を含めて国が主体的かつ速やかに対応すること。

また、現行の法制度では、緊急時において線量限度を超える高線量率下での対応が出来ないことから、法制度の見直しや特殊部隊の創設などを検討すること。

さらに、事故発生時における原子力施設の安全確保のため、意思決定や指揮命令系統などに関する法の制定など、国の体制整備に取り組むとともに、関係地方公共団体が事故拡大防止に関与する体制についても検討すること。

加えて、オフサイトセンターについて、国が設置や運営の主体となることを明確にし、速やかにガイドラインに準拠した整備を行うこと。

なお、避難行動要支援者の避難のあり方など省庁横断的に進める必要がある対策については、原子力発電所立地地域毎に設置されたワーキングチームにおいて、各地域毎の取組状況を把握し、国として地域の実情に応じた適切な防災体制の確立を支援すること。

## 2 具体的な原子力防災対策について

### (1) 避難対策について

実効性ある避難計画の策定を支援するため、OILに基づく避難範囲の特定方法などを含む各種防災関係マニュアルを作成し、関係地方公共団体に対し、速やかに示すこと。なお、作成にあたっては、関係地方公共団体の意見を十分に聴き反映させること。

また、災害発生時の避難のための道路や港湾等のインフラ、公共施設等について、関係地方公共団体の意見を聴きつつ、国が積極的に関与し、早急に整備を進めること。

併せて、県境を越えるなどの広域避難等を想定し、国が主体的に関係地方公共団体や運輸事業者等と避難先の確保や具体的な避難手段を調整するとともに、避難先への迅速な人的支援や国による大規模備蓄施設の整備などの物的支援ができる体制を構築すること。

特に、避難行動要支援者の避難にあたっては、必要な車両や資機材、医療従事者等の確保、自衛隊等による迅速な搬送体制の整備、避難先となる病院や社会福祉施設等の確保など、避難行動要支援者が迅速かつ安全に避難できる支援体制を確立すること。屋内退避を前提とした病院や社会福祉施設等の放射線防護対策については、今後の進め方など基本的な考え方を示すこと。

さらに、避難住民や避難車両等に対するスクリーニング及び除染の方法や実施場所選定に係る基準、そのための人員体制や資機材の配備等について、避難受入地域の状況等を十分考慮した上で、国の責任において災害時に確実に機能する体制を構築すること。

また、避難先となる地方公共団体及び住民に対して、放射線等に関する知識の普及啓発を行うこと。

### (2) 放射線モニタリング体制について

緊急時モニタリングは、避難指示や飲食物摂取制限などを実施するためにも極めて重要であり、国は、関係地方公共団体、事業者における実施内容や役割分担等を速やかに示し、緊急時モニタリング計画の策定を支援するとともに、地方放射線モニタリング対策官の増員や資機材の早急な整備など、災害発生時において緊急時モニタリングセンターが確実に機能する仕組を構築すること。

また、原子力施設周辺の放射線モニタリングに係る実施項目や実施範囲、測定地点の設定間隔等について、防災範囲の拡大に対応した新たな基準を早急に示すこと。

特に、福島第一原子力発電所事故の際に課題となった放射性ヨウ素等の大気中放射性物質の測定体制に係る基準を速やかに示すこと。

さらに、緊急時により迅速な防護措置を実施するため、SPEEDI等による放射性物質の拡散予測精度を向上させ活用することや、緊急時モニタリングセンターに参画する機関間で情報共有できるシステムの整備を促進すること。

## ■東日本大震災復興加速化のための第4次提言～協働の力で希望と自立へ～（平成26年8月6日 自由民主党、公明党）（抄）

### はじめに

…最後に、われわれは今次の大震災から多くを学び、今後の備えの基にしなければならないことから、われわれの役割の範疇を越えることを承知の上で指摘しておきたい点がある。

それは、今回のような同時複合災害に対する備えとして、国・地方、さらには民間を含め、現場の救助・復旧面や行政面での人員を機動的に動員、指揮命令できる権限を持ち、平時にあっても救助・復旧に関する研究、機材の開発、訓練等総合的に対応する「緊急事態管理庁（仮称）」等の設置を至急検討することである。

また、その充実・強化が喫緊の課題である原子力防災体制については、上記の検討を待つことなく、専任の常駐スタッフを配置するなど、内閣の責任において一元的に万全の地元対応ができる体制を早急に構築すべきである。

### 第1章 原子力事故災害被災地域の復興加速化に向けて

#### 5. 原発事故・災害対策

##### (4) 将来の複合災害対応

今次の大震災から学んだこととして、われわれの役割の範疇を越えることではあるが、将来における同時複合災害の発生への対応に万全を期す必要があることを指摘する。

- 同時複合災害の発生に的確な初動対応をするため、自衛隊、海上保安庁という国の機関、警察、消防などの自治体の機関を機動的に動員し、またはこれらと連携することができ、平時にあっても救助・復旧に関する研究、機材の開発、訓練等を総合的に対応する「緊急事態管理庁（仮称）」等の設置を至急検討すること。
- また、原子力規制委員会の独立性・中立性を尊重し、現行の体制を堅持すべきである一方、特に原子力防災体制については、その充実と強化が喫緊の課題であり、内閣の責任において万全の対応を取る必要がある。

このため、上記の検討を待たずに、原子力防災会議（平時）副議長および原子力災害対策本部（発災後）副本部長である原子力防災担当大臣を支える専任の常駐職員を配置し、担当大臣をトップに一元的に地元対応ができる体制を早急に構築すべきである。